

鴨川市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月17日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第3号

鴨川市財務規則の一部を改正する規則

鴨川市財務規則（平成17年鴨川市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第43条の次に次の1条を加える。

（収納の事務を委託することができる歳入等）

第43条の2 法第243条の2の5第1項に規定する市長が定める歳入等は、施行規則第12条の2の20各号に定めるもの以外のものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。